

令和8年 9 月14日

各 位

公益社団法人 北海道観光機構

会長 唐神 晶子

(公印省略)

「混雑緩和・周遊促進・観光地経営高度化に向けた地域通貨等活用実証事業」の
委託に係る企画提案の募集について

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当機構では、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので ご案内申し上げます。

敬具

記

1 事業名 「混雑緩和・周遊促進・観光地経営高度化に向けた地域通貨等活用実証事業」

2 業務委託期間 契約締結日 ～ 令和9年2月26日(金)

3 委託委託内容 別紙「企画提案募集要領(企画提案指示書)」をご参照ください。

4 事業費(上限) 120,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5 今後のスケジュール

9月14日(月)	公示・観光機構 HP に掲載
9月25日(金)	企画提案参加表明 15時締切
10月9日(金)	企画提案書提出 15時締切
10月中旬(予定)	企画提案の審査、委託事業者決定
10月下旬(予定)	契約締結・業務開始

6 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は9月25日(金)15時までメールにて受け付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問、及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問い合わせ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 森永・篠塚

TEL:011-231-0941

Email: t_morinaga@visithkd.or.jp / m_shinozuka@visithkd.or.jp

以上

「混雑緩和・周遊促進・観光地経営高度化に向けた地域通貨等活用実証事業」 企画提案募集要領(企画提案指示書)

1 事業目的

昨今の北海道観光では、観光需要の回復・増加に伴い、観光地によっては曜日や時間帯による混雑が生じている。今後、観光需要がさらに増加すると、特定の観光地や時間帯への来訪者の集中により、来訪者の満足度の低下、地域住民の生活環境への影響、観光地の受入環境への負荷等、持続的な観光地経営に支障を来すことが懸念される。このため、観光需要の増加を抑制するのではなく、来訪者の行動変容を促すことで需要を時間的・地理的に分散し、持続可能な観光地運営につなげていくことが重要となっている。

本事業では、登別市を実証地域とし、地獄谷、のぼりべつクマ牧場、登別マリニパークニクスの3大観光地を中心とした来訪者の集中を踏まえ、来訪者数そのものを抑制するのではなく、時間的・地理的な分散、周遊促進及び域内消費の拡大を図るため、地域通貨等の仕組みや地域限定の商品・サービスの提供により、来訪者の行動変容につながる施策を実証する。

旅行前(タビマエ)、旅行中(タビナカ)、旅行後(タビアト)の各段階において、混雑する時間帯・場所から比較的余裕のある時間帯・場所への誘導、周辺エリアへの回遊、地域店舗等での消費促進に加えて、登別市のかかえる観光課題等についても、解決につながる効果的な手法を検証する。

なお、本事業は、訪問者の行動変容により混雑緩和を促すことを事業目的としており、地域通貨等の仕組みや地域限定の商品・サービスの提供は、来訪者の行動変容及び観光消費拡大を促すための手段として位置付ける。また、実証を通じて得られる利用実績、人流、周遊、消費等のデータ及び来訪者・地域事業者等から得られる意見・評価を活用し、今後の観光施策の企画立案や、データに基づく持続可能な観光地経営の高度化につなげることも実証目的とする。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構(以下「観光機構」という。)が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 体企業等または複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等またはコンソーシアムの場合は次の構成員であること
(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること)
 - ・民間企業
 - ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人
 - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと

- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月 11 日付局総第 461 号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

4 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5 委託事業費(上限)： 120, 000, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

6 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間： 契約締結の日～令和9年2月26日(金)

(2) 業務スケジュール

9月14日(月)	公示・観光機構 HP に掲載
9月25日(金)	企画提案参加表明 15時締切
10月9日(金)	企画提案書提出 15時締切
10月中旬(予定)	企画提案の審査、委託事業者決定
10月下旬(予定)	契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和9年2月26日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務を含む)

7 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 実証事業

本事業では、登別市において、地域通貨等の仕組みや地域限定の商品・サービスの提供を活用し、来訪者の時間的・地理的な分散、周遊促進及び域内消費の拡大等につながる来訪者の行動変容を促す施策を実施・検証する。

ここでいう地域通貨等とは、スマートフォンアプリ、Web ブラウザ、QR コード、その他のデジタル技術を活用し、来訪者に対して、地域内の店舗や施設等における商品・サービスの利用、購入等に充当できる仕組みをいうものとする。

また、地域限定の商品・サービスの提供は、訪問者が対象地域でのみ利用・提供をうけることができるものとし、当該商品・サービスを活用する特定のアプリケーションやサービスについては、本事業の目的や利用者の利便性等を踏まえ、事業者の提案によるものとする。

実施対象者は、実証地域を訪れる国内からの来訪者を主な対象とする。なお、国外からの来訪者については、事業者の提案により対象に含めることができるものとする。タビマエ・タビナカ・タビアトの各段階を通じ、混雑する時間帯からの分散、周辺エリアへの回遊、複数観光地の周遊、地域店舗等での消費促進など、来訪者の行動変容につながる効果的な施策を提案すること。

地域通貨等の仕組みや地域限定の商品・サービスの提供の設計、実施時期、提供方法及びプロモーション等の手法については、実証期間及び準備期間を踏まえ、来訪者が参加しやすく、実際の観光行動の変化につながる実現性の高い方法を提案するものとする。

行動変容を促す商品・サービスについては、来訪者への直接的な金銭等の給付を前提としないものとし、宿泊、観光施設の利用、飲食、買物、周遊等の既存、又は新規の観光サービス等と組み合わせるなど、時間的・地理的な分散、周遊及び域内消費の促進につながる仕組みを提案するものとする。

地域通貨等の仕組みや地域限定商品・サービスの提供は、原則として事業終了日までに完了するものとし、利用条件等を事前に明確に周知するとともに、不正利用、重複利用、なりすまし等を防止するため必要な対策を講じること。また、来訪者及び加盟・参加事業者への利用促進、募集・周知等を行うものとし、これらに必要なプロモーションについては、本事業の目的及び実証効果を踏まえ、その実施方法及び規模を事業者が提案するものとする。

なお、具体的なシステム、インセンティブの設計、実施時期、プロモーション等については、事業者の創意工夫を最大限活用するものとする。

(2) データ取得・分析・効果検証

本事業では、地域通貨等の仕組みや地域限定商品・サービスの提供の利用実績等の定量データに加え、来訪者、加盟・参加事業者その他の関係者へのアンケートやヒアリング等による定性データを取得し、これらを活用して本実証事業の効果を総合的に検証するものとする。

分析・効果検証に当たっては、単に地域通貨等の利用状況を把握するだけではなく、本事業によって来訪者の行動変容が生じたか、その背景にある意識や動機等を把握するとともに、当初想定した観光課題の解決に向かったか、及び今後の観光施策にどのように活用できるかという観点から行うものとする。

本事業において取得・生成されたデータについては、委託者に帰属するものとする。また、実証地域である登別市が、今後の観光施策の企画・立案、効果検証及び観光地経営等に活用できるよう、個人情報その他の関係法令に留意した上で、必要なデータ及びその分析結果を共有するものとする。

(3) システム・データ等の取扱い

本事業で活用するシステム、サービス等については、既存のシステム・サービスの活用を含め、事業者の提案によるものとする。また、本事業の実証結果、実施方法、得られた知見その他の成果については、委託者が必要に応じて他地域における観光施策等の検討・実施に活用できるものとする。

なお、受託者が従前から保有するシステム、プログラム、技術、ノウハウその他の知的財産権については、受託者に帰属するものとし、本事業の成果を他地域で活用する際のシステム等の利用については、必要に応じて受託者と協議するものとする。

提案者は、本事業の成果の他地域での活用可能性を踏まえ、システム、データ、知的財産権等の取扱いについて提案するものとする。

(4) KPI

混雑対象地域である地獄谷、のぼりべつクマ牧場、登別マリパークニクスの3地点について、ピーク時間帯及び休日の訪問シェアを、混雑の少ない時間帯及び曜日へそれぞれ1%相当シフトさせることを目標とする。また、必要に応じて、客観的な人流データを主たる指標として、実証前後及び前年同時期等と比較・分析し、人流の平準化による混雑緩和効果及び来訪者の行動変容の有効性を検証する。なお、必要な人流データを取得できない場合は、委託者が提供するデータその他の客観的なデータ等を活用するものとする。

8 完了実績報告書の作成

A4 サイズでまとめること。

9 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名(コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員)、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話、メールアドレス)等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限：令和8年9月25日(金) 15時 締め切り

(2) 表 明 先：下記問い合わせ先にメールで提出

公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 森永宛

Email: t_morinaga@visithkd.or.jp

10 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容のほか、過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の2部のみに記載し、残りについては「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲(責任分界点)、再委託金額を明記すること。

11 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

12 企画提案書の提出

(1) 提出部数 7部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの5部)

(2) 提出場所 下記問い合わせ先に提出

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 森永宛

(3) 提出期限 10月9日(金) 15時 ※時間厳守

(4) 提出方法 提出場所への持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

13 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとする。

14 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、地域通貨等を活用して混雑緩和・周遊促進・観光地経営高度化に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか
※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意下さい。
【例】PR ツールの制作において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

15 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (5) 作成した北海道観光データ等に関して観光機構の web サイト等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

16 再委託について

再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。詳細については、後述「委託業務に関する留意事項」の記載内容も確認をすること。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等) …再委託を行うことはできない
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)…再委託に際し、当機構の承諾を要さない

17 その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は受託事業者において負担するものとする。

18 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 森永・篠塚

TEL:011-231-0941

Email: t_morinaga@visithkd.or.jp / m_shinozuka@visithkd.or.jp

以上